

TMI Associates Newsletter

SUMMER 2012
Vol.12

TMI 総合法律事務所

CONTENTS

- P.1** 新たな在留管理制度・外国人住民の住民基本台帳制度
- P.3** インド・リーガルアップデート
- P.4** インドネシアへの投資に際しての法的留意点
- P.6** 製造業が直面するアンチダンピング問題の最新事情
- P.8** 顧問紹介 弁護士 塚原朋一、弁護士 樋渡利秋
- P.8** TMI月例セミナー紹介、書籍紹介

新たな在留管理制度・ 外国人住民の住民基本台帳制度

— 弁護士 伊藤亮介
— 弁護士 大江修子

第1 はじめに

2009年の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正に基づき、2012年7月9日の同改正法施行日から新たな在留管理制度がスタートする。これは、これまで入管法に基づいて入国管理局が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を一元化して、法務大臣が在留管理に必要な情報をより正確に継続的に把握する制度を構築しようとするものである。これに伴い、外国人登録法が廃止されて外国人登録制度はなくなり、住民基本台帳法の改正に基づく、外国人住民の住民基本台帳制度がスタートする。

両制度は、日本に滞在するすべての外国人、特に中長期在留する外国人に影響するところであるので、制度の移行に伴う注意点と共に紹介する。

第2 新たな在留管理制度の対象者

新たな在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって適法に日本に中長期在留する外国人（以下「中長期在留者」という。）であり、在留期間が3ヶ月以下の者、在留資格が「短期滞在」である者、非正規滞在者などは含まれない。具体的には、例えば、就労資格をもって働いている方、

日本人と結婚している方や日系の方（在留資格が「日本人の配偶者等」・「定住者」、留学生、永住者などが中長期在留者であり、旅行・出張等の目的で「短期滞在」の在留資格で日本に滞在する方などは対象とならない。

第3 新たな在留管理制度のポイント

新たな在留管理制度のポイントとなるのは、①在留カードの交付と住居地等の届出義務、②在留期間の上限の伸長及び③再入国許可制度の変更である。以下順に説明する。

■在留カードの交付と住居地等の届出義務

(1) 在留カードの交付

外国人登録制度の廃止によって外国人登録証明書が交付されなくなる代わりに、新しい在留管理制度の下では、中長期在留者に対し、以下のようなタイミングで、在留カードが交付される。

- ・新たに日本に入国した場合（「再入国許可」または「みなし再入国許可」を得て再入国した場合は除く。）：成田、羽田、中部又は関西空港から入国した場合、上陸許可時に在留カードが交付される。その他の出入国港からの入国の場合は、パスポートに「在留カード後日交付」と記載され、市区町村窓口に住居地の届出をした後に在留カードが入国管理局から郵送されてくる。
- ・在留期間の更新、在留資格の変更の許可を受けた場合
- ・結婚して氏名変更の届出をした場合
- ・外国人登録証明書から切り替えることを自ら希望して、在留カード交付申請を行った場合 など

在留カードには写真が表示されるほか、①氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は地域、②住居地、③在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日、④許可の種類及び年月日、⑤在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日、⑥就労制限の有無、⑦資格外活動許可を受けているときはその旨、が記載される。

なお、中長期在留者が所持している「外国人登録証明書」は、一定の期間内は「在留カード」とみなされる（後述「第4 外国人登録制度の廃止」参照。）。

(2) 住居地等の届出

中長期在留者は、入国後、住居地を定めてから14日以内に、

住居地を市区町村に届け出なくてはならず、氏名、生年月日、性別、国籍等を変更したときは、14日以内に入国管理局に届け出なくてはならない。

また、中長期在留者のうち「人文知識・国際業務」等の就労資格や「留学」等の学ぶ資格をもって在留する者は就労先または就学先である所属機関の名称又は所在地の変更等が生じた場合に、「家族滞在」・「特定活動」・「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」の在留資格を有する者で配偶者にかかる者は、配偶者と離婚又は死別した場合に、それぞれ14日以内に入国管理局に届け出なければならない。

なお、入管法19条の17で、中長期在留者の受入機関（雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出が義務付けられている機関を除く）につき、当該中長期在留者の受入を開始し又は終了した場合の届出努力義務が定められたが、雇用対策法に基づく届出義務と異なり、今のところ本規定に関する罰則は設けられていない。

■在留期間の上限の伸長

在留期間の上限が最長「5年」となった。これにより、各在留資格に伴う在留期間が次のように追加される。

主な在留資格	在留期間（下線は新設されるもの）
「技術」、「人文知識・国際業務」等の就労資格（「興行」、「技能実習」を除く）	5年、3年、1年、 <u>3月</u>
「留学」	4年3月、4月、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月、 <u>3月</u>
「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」	5年、3年、1年、 <u>6月</u>

■再入国許可制度の変更—みなし再入国許可制度の新設

有効なパスポートと在留カード（在留カードとみなされる外国人登録証明書や「在留カード後日交付」の記載があるパスポートを含む）があれば、出国後1年以内に再入国する場合には原則として再入国許可を受ける必要がなくなる（みなし再入国許可）。ただし、在留期限が出国後1年を経過する前に到来する場合には、その在留期限までに再入国する必要がある。

具体的な手続きとしては、出国審査場に備え置いてある「再入国出入国記録用紙」（いわゆる再入国用EDカード）の「みなし再入国許可」の意思表示欄にチェックをして提出し、在留カードを提示して出国する。この手続きをしないうで出国すると、再入国する意思がない「単純出国」とみなされて在留資格を失う。

また、「みなし再入国許可」により出国した者が出国後1年以内に再入国しないとやはり在留資格が失われることになる。「再入国許可」の場合と異なり、病気等の理由による有効期間の延長は「みなし再入国許可」では認められないので注意が必要になる。

第4 外国人登録制度の廃止

新たな在留管理制度の導入により外国人登録制度は廃止されるが、中長期在留者が所持している「外国人登録証明書」は、以下の期間内は「在留カード」とみなされるので、在留カードが交付されるまで引き続き所持する必要がある。

- (1) 永住者：2015年7月8日まで
- (2) 特定活動の在留資格を有する者（※特定研究活動等により「5年」の在留資格を付与されている者に限る。）：在留期間の満了日又は2015年7月8日のいずれか早い日まで
- (3) 上記(1)・(2)以外の在留資格を有する者：在留期間の満了日※但し、いずれの場合も16歳未満の者については、上記期限と16歳の誕生日のいずれか早い日まで。また上記の在留資格及び年齢は、施行日（2012年7月9日）時点のものを基準とする。

第5 外国人住民の住民基本台帳制度

住民基本台帳法の改正により、2012年7月9日の改正法施行日から、「外国人住民」に対しても日本人と同じく住民基本台帳制度が適用され、住民票が作成されることになる。この住民票作成の対象となる「外国人住民」とは、①中長期在留者（在留カード交付対象者）、②特別永住者（特別永住者証明書交付対象者）、③一時庇護許可者又は仮滞在許可者、または④出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者を意味する。

本改正により、

- 1 日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された住民票の写しが発行可能になる。外国人を世帯主とすることも可能になる。
- 2 住所変更の届出により、同時に国民健康保険などの届出があったとみなされる。
- 3 在留資格や在留期間の変更について、従来、入国管理局と市区町村の両方に必要だった届出が入国管理局のみへの届出で済むようになる。

なお、新制度施行日前日までに①市区町村の外国人登録原票に登録され（すなわち外国人登録証明書を有し）、②施行日において当該市区町村の外国人住民に該当すると見込まれる外国人については、新たに届出を要することなく、外国人登録原票に基づき仮住民票が作成され、施行日に住民票に移行される。他方、同日後に新たに日本に入国した場合には、前述の住居地の届出と一括して、市区町村の窓口で転入届をすることにより、住民票が作成される。

第6 印鑑登録について

外国人登録制度下では、外国人登録をしていれば「短期滞在」の在留資格を有する者や在留期間が3月以下の者であっても、市区町村への印鑑登録が可能であったが、2012年7月9日の施行日後は、住民票が作成される外国人住民のみが、印鑑登録が可能になる。

住民票が作成される外国人住民が施行日前から行っている印鑑登録は、施行日後も引き継がれるので、改めて印鑑登録手続をする必要はない。

他方、住民票作成対象でない外国人（「短期滞在」の在留資格を有する者、在留期間が3月以下の者など）は、施行日後は印鑑登録をすることができなくなる。このような者が施行日前から行っている印鑑登録は、施行日後に抹消されることになるので注意が必要になる。

弁護士
伊藤亮介
(1955年生)

Ryosuke Ito
直通 / 03-6438-5504
MAIL / rito@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
一般企業法務 / 国際企業取引 / 企業合併・買収(M&A)
ベンチャー関連 / 労働関係 / 入国手続き / 知的財産
メディア・エンタテインメント・スポーツ / 保険・年金 / 紛争解決

【登録、所属】
第一東京弁護士会(1983)
ニューヨーク州(1989)
カリフォルニア州(1990)

弁護士
大江修子
(1973年生)

Nagako Oe
直通 / 03-6438-5467
MAIL / noe@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
知的財産 / IT関連 / メディア・エンタテインメント
ベンチャー関連 / 訴訟・紛争解決
国際企業取引 / 一般企業法務 / 入国手続き

【登録、所属】
東京弁護士会(1998)
東京弁護士会外国人の権利に関する委員会
著作権法学会

インド・リーガルアップデート

— インド・東南アジアプラクティスチーム* 弁護士 平野正弥

はじめに

このたび、TMI の提携先であります Simmons & Simmons LLP (イギリス⁽¹⁾) が、DSK Legal (インド⁽²⁾) と共に India Legal Update を刊行し、TMI がその日本語版作成に協力する運びとなりました。

インド・リーガルアップデートの各号では、インドにおける近時の立法、規制及び政府のガイドライン制定の動向、並びに最新の重要裁判例の中からトピックスを厳選し、特に日本企業の皆さまに関係するであろうテーマに焦点をあてる予定です。

以下では、創刊号から、最近の重要裁判例として

■ Vodafone 税務訴訟

■ 電気通信ライセンスの取消しを取り上げます。

Vodafone 税務訴訟判決を踏まえた税制改正の動向と、電気通信ライセンスにおける国有資源割当ての取消し判断は、インドへの投資実行に際して軽視できないインパクトを有するものと思われます。後者につきましては、2012年3月26日付日本経済新聞(夕刊)3面「インド国有資産巡り波紋 外資のインフラ投資影響も」を併せてご参考下さい。

最近の重要裁判例

近時の2件のインド最高裁判所の判決は、インド国内で既に活動している外国企業及びインドへの投資を検討されている企業に直接関係するものです。

Vodafone 税務訴訟

最高裁判所は、インド国内の外国投資家が組成した、インドとの租税条約締結国に設立された特定目的会社を利用した節税ストラクチャーの適法性を確認しました。このVodafone判決は、インド法を、より広い国際税法に適合させた判決と評されています。

本判決の事案は、2007年に、Vodafone社が、インド大手情報通信会社 Hutchison Essar Ltd. (HEL) の経営支配株式を、Hutchison Whampoa から、112億ドルで間接取得した件に関するものです。オランダ、英領ヴァージン諸島、キプロス及びモーリシャスの法人が、取引における節税効果のために利用されていました。

インド税務当局は、キプロス法人の株式1株の売買はHELの譲渡と同等であって、HELはインドが本拠であるから、インドにおいて当該取引に係る相応のキャピタルゲイン課税の支払い義務を負う、と主張しました。Vodafone社は、株式の売買はインド国外で行われ、それ故にインド税法は当該取引には適用されない、と反論しました。

2012年1月20日、インド最高裁判所は、Vodafone社の立場に賛同し、以下のように判示しました。

- 当該取引はインド国外で行われた。従って、たとえ当該取引の原資産がインドにあるとしても、インド税法は、キプロスでの株式譲渡に対して課税する法的権限をもたない。
- このような税務上の利益が、インドへの投資のために組成された適法な法人形態の結果として生じたのであれば、外国投資家はかかる税務上の利益を主張する権利を有する。
- 外国投資の政策及び規制には、確実性及び継続性が要求されるべきである。インド税務当局は、外国投資家に適用のある租税条約上の利益を無視することはできない。

本判決は、Vodafone社や他の外国企業からは歓迎された一方

で、近時の報道によれば、インド政府が、本件の再審を試みるべく、クロスボーダー取引関連税制を間もなく改正するであろうことが示唆されています。仮に、かかる予定される改正(この改正は遡及効を有することが予想されています)がなされれば、Vodafone社は提案された改正の合憲性を争うことが予想されるため、本件は継続審議されるものと思われます。

電気通信ライセンスの取消し

2007年から08年にかけて、インド情報通信省は、インド首相官邸によるライセンスの競売提案にもかかわらず、申込者に対して「先着順」で、ワイヤレス周波数帯へのアクセス付電気通信ライセンスを発行しました。その結果、それまで電気通信産業に関与していなかった多くのインド企業が、ライセンスにつき3億ドル程度のライセンスフィーを支払うことによって、電気通信ライセンスを取得しました。これらのインド企業は、かかるライセンスを取得後直ちに、当初取得価格の8倍から10倍で、その株式の過半数を外国企業に対して売却しました。

2010年に、「先着順」でライセンスを発行したことについて、インド政府を相手方とする何件かの公益訴訟が提起され、インド情報通信大臣の汚職が主張されました。その結果、様々な私企業及びインド情報通信大臣自身を含めた情報通信省官僚に対し、刑事訴追その他の法的手続が開始されました。

インド最高裁判所は、2012年2月2日の判決において、122の情報通信ライセンスを取消し、また、インド情報通信監査局に対し、当該ライセンスの競売を4ヶ月以内に実施するよう命じました。最高裁判所は次のような意見を述べました。

- 携帯電話用周波数帯は「国の資源」であり、インド政府はインドにおける全てのかかる資源の所有者である。
- 国有資源への民間投資は、競売/入札手続きを通してのみ開始されるべきである。「先着制」は、偶然の要素が含まれているため、瑕疵ある政策である。
- 政府の政策は、国家利益に反してはならない。

本最高裁判所判決の主な影響は、以下のとおりです。

- インドの情報通信会社に相当額の投資を行った外国企業は、インドの情報通信会社の資産(情報通信ライセンス及び周波数)が本最高裁判所判決により取り消されたため、本判決以後、その投資のほとんどが法的に無効となった。これらの投資を回復する直接の求償はない。
- 情報通信FDI規制が、情報通信ライセンスを保有するインド企業の発行済株式の74%を超える外国投資を禁止しているため、独資の外国企業は、新規のライセンスへの入札ができない。

本判決は、インドにいる外国投資家にとって、情報通信分野だけでなく国有資源を含む全ての分野において、重大な懸念を引き起こすことは明らかです。本判決は、インド政府により策定された政策や規制は、それらが法に従った適正かつ適当な手続きが正しく遵守されることなく成立したことを根拠として、裁判所で争われ覆されることがあることを示しました。

このインド・リーガルアップデートの内容は、その性質上、極めて簡略化されております。これらのトピックスに関して、ご質問やご要望などございましたら、喜んでお答えさせていただきますので、どしどしお寄せ下さい。なお、このインド・リーガルアップデートは、一般的な情報提供の目的で作成されるものですので、具体的な案件の実行に際しては、現地専門家による正式な法的助言を得て頂きますようお願い申し上げます。

* TMIは、インド・東南アジア地域における現地法律事務所・大使館等との独自のネットワークを活かし、これらの地域に進出する日本の企業の皆様に総合的かつ専門的な法的アドバイスを機動的に提供することができる体制を整えています。昨年11月にはホーチミン支店を開設致しました。当チームでは、インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシアなどご要望の高い地域についてのセミナー開催、アジア法に関するニュースレターの配信、HPを通じた情報発信など、実務に役に立ちそうな切り口で随時ご案内することを考えております。メール配信をご希望の方で、まだ登録がお済みでない方は、info.aseanplus@tmi.gr.jpまでご連絡下さい。

- (1) Simmons & Simmons LLPは、英国の法律事務所です。Simmons & Simmons LLPを含む、いかなる英国又は米国の法律事務所も、現時点においてインド法実務を行うことは認められておりません。
- (2) DSK Legallは、インド弁護士会の監督下にあるインドの法律事務所です。
- (3) Vodafone Int'l Holdings B.V. v. Union of India & Anr. (2012) (India)
- (4) 2012 SCCL.COM 60 (Case No: Writ Petition Civil No. 423 of 2010 with W.P. (Civil) No. 10 of 2011)

弁護士
平野正弥
(1972年生)

Masaya Hirano
直通 / 03-6438-5535
MAIL / mhirano@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
一般企業法務 / 国際企業取引
企業合併・買収(M&A)
ベンチャー関連 / 金融取引
証券化・プロジェクトファイナンス / 株式公開(IPO)

【登録、所属】
東京弁護士会(1999)
ニューヨーク州(2005)

インドネシアへの投資に際しての 法的留意点

— 弁護士 清水真紀子
— 弁護士 齋藤英輔

第1 はじめに

インドネシアは、約2億4,820万人(2012年現在)の豊富な人口を有する世界第4位の人口大国であり、今後の増加傾向により安定した経済成長が見込まれること、また石油やガスなどのエネルギー資源や天然ゴムなどの豊富な天然資源に恵まれていることもあり、その成長性に注目が集まっている。インドネシアにおける投資分野の窓口である投資調整庁(以下「BKPM」という。)によると、2011年の外国直接投資額は、実行ベースで前年比約20%増の約195億米ドルに達している。さらに、2012年の第1四半期においてもその実績は既に約57億米ドル超に達しており、堅調な推移がみられる。特に、日本の対インドネシア直接投資は、2011年度において約15億1610万米ドルと前年比約2倍を記録しており、投資額ベースではシンガポールに次ぐ第2位の投資国に台頭している。

投資分野としては、製造業の中では輸送機器器具(自動車・同部品)への投資が大きい(2010年末ベース)が、近年は金融・保険業や卸売・小売業をけん引役に、投資額全体に占めるサービス産業への投資額の比率が拡大しているのが特徴的である。

このような活発な投資市場において、日本企業のインドネシア進出は今後も増大することが見込まれるため、これに関連する法的留意点について概観してみたい。

第2 外国人登録制度の廃止

インドネシアへの投資スキームとしては、①単独進出による会社の設立、②JVの創設、③M&Aによる買収、及び④駐在員事務所の設立などが考えられる。

■ 単独進出(会社の設立)

インドネシアにおいて投資を行おうとする外国投資家は、インドネシア投資法(2007年法25号)(以下「投資法」という。)に基づき、株式会社の形態により設立しなければならず、外国資本により設立された会社は、国内資本のみによる会社(PMDN)と区別して、外国投資企業(以下「PMA」という。)といわれる。1994年の政令により外資100%によるPMAの設立も一般的には認められるようになった。PMAの設立手続きの概要は以下のとおりである。

- ①BKPMによる投資承認の取得
↓
- ②法務人権省による会社法人格の取得
↓
- ③(事業内容により)監督官庁による事業に必要なライセンスの取得

なお、インドネシア会社法(株式会社に関するインドネシア共和国法2007年40号。以下、「会社法」という。)上、一人株主の株式会社の設立は認められていないため、最低2名の株主が必要となる。

■ JVの創設

後述(第3 インドネシアの外資規制)するとおり、外資規制により外資比率の上限やその他の条件が定められている制限業種については、単独進出が困難であり、現地パートナーとのJVの創設が現実的な選択肢となりうる。

■ M&Aによる買収

吸収合併等を行う場合には、会社法上必要な手続きが定められているほか、既発行株式・新株の取得等により「支配権の取得」が行われる場合にも、会社法上、対象会社の株主総会決議が必要であり、さらに株主総会の招集通知の30日前までにその概要を少なくとも1紙以上のインドネシア語の日刊全国紙に公表し、従業員へ公表しなければならないとされている。また、債権者は公表後14日以内に異議を述べることができ、異議が解消されない場合には支配権の取得が認められない。

さらに、外国会社がインドネシアの会社の株式等を取得するような場合には、BKPMの審査を受け承認を得る必要があるほか、企業の形態によっては会社法以外の法令の適用を受けられる場合がある。

■ 駐在員事務所の設立

インドネシアにおける駐在員事務所は、以下の3種類がある。いずれも企業活動の範囲は限定的である。

- ①外国商事駐在員事務所:情報収集、市場調査、プロモーション、販売代理のサポート等を行うことができる。
- ②外国会社駐在員事務所:主として現地法人の準備等を行うことができ、商業活動は禁止されている。
- ③外国建設会社駐在員事務所:ジョイントオペレーションによる特定の建設関連プロジェクト遂行のための活動が可能である。

第3 インドネシアの外資規制

■ネガティブリストとは

インドネシアにおける外資規制に関する主要な法令は、投資法及び投資法の下位規範である大統領令2010年第77号(以下「ネガティブリスト」という。)である。ネガティブリストには、①内国企業・外資の参入が禁止されている業種及び②外資の参入が制限されている業種が規定されており、②の制限業種については、外資の出資比率に関する上限やその他の条件が定められている⁽⁴⁾。ネガティブリストに記載のない業種については、外資による100%の出資が可能であると解されている。ネガティブリストの一例は以下の通りである。

禁止規制：アルコール飲料産業、航空管制業務、賭博業等
 条件付規制：小売業、銀行業等
 外資出資比率の上限規制：車両メンテナンス、レストラン業、リース業、損保、運輸業等
 規制なし：卸売業、製造業(一部例外あり)等

■ネガティブリストの問題点

ネガティブリストに規定されている各業種の定義が必ずしも明確ではないため、インドネシアで新規ビジネスに投資をしようとする場合には、当該ビジネスがネガティブリストに該当するか明らかでないといった問題が生じる。

さらに、BKPMが、ネガティブリストの解釈につき幅広い裁量を有しているため、明確にリストアップされていない業種についても、該当性を肯定される可能性があり、予見可能性がつきにくい点に留意が必要である⁽⁵⁾。例えば、筆者が経験した事例として、ネガティブリスト上はリストアップされていない特定の情報産業について、投資規制の該当性を、現地事務所を通じてBKPMへ電話照会したところ、禁止業種である「国防産業」ではないものの、国防と関連するという政治的理由から、拡大解釈がおこなわれ、結果、当該事業は外資参入禁止事業に該当すると考える旨の回答を受けたものがある。

このように、インドネシアへの投資を検討する場合には、適宜BKPMに対して相談をしながら準備を進める必要があり、また最終的には、より確実な見解を取得するためにLetter of Intent/Letter of InquiryをBKPMに提出し、書面照会を行うことが望ましい⁽⁶⁾。

第4 外資規制への対応方法

■現地株主の利用

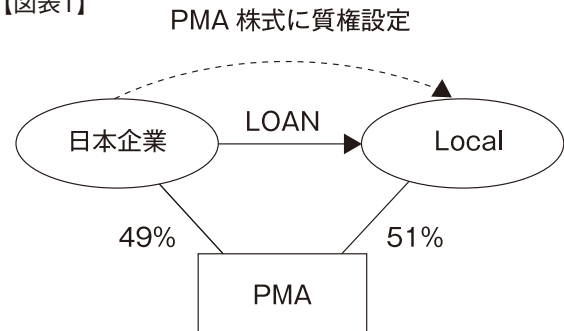
今上記第3の外資規制により、外資出資比率の上限規制がなされたような場合であっても、外資規制を遵守しつつ、実質的には当該PMAを日本企業が支配する方法として、許容された出資比率を超える部分について、現地の役員やインドネシアのローカル企業に株式を保有してもらうことで実務上対応している場合がある。また、株式保有のための資金をローカル企業に貸し付け、これに関連するローン契約の中でPMA企業に関する拒否権や配当受領権などを定めるようなオプションも考えられる(図表1)。

しかしながら、2007年投資法によりいわゆる名義株主(ノミニ)スキームは禁止されており、実務上は、どのようなストラクチャーが許容されるかについては、明確なガイドラインなどが公表されていないため、上記のようなストラクチャーが名義株主規制に該当するリスクは否定できない。また、名義株主の禁止を根拠に、役員やローカル企業が、自らの株主としての権利を主張するリスクも存在する。

したがって、上記のようなストラクチャーを策定する際は、これらのリスクの存在及びリスクが実現した場合の対処方法を十分

に検討する必要がある。

【図表1】



■種類株式の利用

インドネシアにおいても会社法上、種類株式の発行が認められている。例えば、PMAのローカル株主に無議決権の優先株式を発行することにより、日本企業が出資額ベースではマイノリティーとなり外資規制を遵守しつつ、議決権ベースではマジョリティーをとりPMAを支配することが可能となる。もっとも、上記第4.1と同様に、ストラクチャーの内容によっては、名義株主(ノミニ)規制に該当する可能性があるため、リスクの存在及びリスクが実現した場合の対処方法を十分に検討する必要がある。

第5 ダイベストメント義務

インドネシアにおける特徴的な制度の一つとしてダイベストメント義務の存在がある。1967年投資法の規定を受けて、1994年政令には、100%外資会社は、その操業開始から15年以内にインドネシア法人又はインドネシア人に対して、株式の一部を譲渡しなければならない旨のダイベストメント義務が定められている(但し、具体的な持分譲渡の手續や譲渡割合は定められていない)。その後、2007年投資法の施行に伴って、1967年投資法が失効したため、現在BKPMは、2007年投資法施行後に設立された会社は、ダイベストメント義務を負わないとの運用を行っているが、2007年投資法施行前に設立された会社については、1994年政令が依然として適用され、ダイベストメント義務は存続していると解釈される可能性がある。したがって、出資先の会社の社歴を確認の上、2007年以前に設立された会社に出資する際には、この点に留意する必要がある。

第6 上場会社買収のための手続き

インドネシアの上場会社の支配権を取得するような場合、上記第2.3で述べた会社法上の手続きに従うほか、資本市場・金融機関監督庁の証券取引に関する規則(以下「**」**という。)等に従い、原則として強制的公開買付けを行う義務を負う。すなわち、取得者は、支配権取得の後に取得に関する情報を公表し、原則として残りの全ての株式について公開買付けを行わなければならない。

投資対象が上場会社である場合には、その他インドネシアの各証券取引所の規則にも留意する必要がある。

以上

(1)JETRO「アジア主要国のビジネス環境比較」(2012年3月9日発行)。

(2)会社法上、対象会社の経営権が移転することとなる対象会社の株式の取得をいう。

(3)ネガティブリストのジェットロによる仮和訳については、以下のURLを参照：

http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest_02/pdfs/indonesia_list.pdf

(4)ここでいう「外資」には、外国、外国法人、外国人、及び資本の一部又は全てを外国・外国法人・外国人が保有するインドネシア法人が含まれる。したがって、1%でも外国資本が入った会社は「外資」に含まれる点に留意が必要である。

(5)なお、BKPMには日本事務所も設置されている(<http://www.bkpm-jpn.com/map.html>)。

(6)書面照会をした場合、通常、回答までに、3週間から5週間以上を要するといわれている。

弁護士
清水真紀子
(1975年生)

Makiko Shimizu
直通 / 03-6438-5556
MAIL / mshimizu@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / 企業合併・買収 (M&A)
ベンチャー関連 / 紛争解決

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2001)

弁護士
齋藤英輔
(1984年生)

Eisuke Saito
直通 / 03-6438-5593
MAIL / esaito@tmi.gr.jp



【登録、所属】

東京弁護士会(2010)

製造業が直面する アンチダンピング問題の最新事情

— 弁護士・公認会計士 内海英博
— 弁護士 上野一英

第1 はじめに

日本の製造業は、増加する海外からの廉価品への対応を迫られている。海外の輸出企業に対するアンチダンピング関税(以下「アンチダンピング」を「AD」と省略する。)の賦課は、日本企業自ら申請することができ、これを上手く活用すれば大きなメリットを得られる。近年の日本政府も企業に利用しやすくなるよう、従前の態度を変化させているが、この制度の認知度は低く、過去の発動事例は4品目・7件(7カ国)に留まる(図表1)。

他方で、日本の輸出企業は、過去米国・EUにAD関税を賦課されてきたとともに、近年では、アジア諸国で賦課される例が目立つが、当該課税による打撃を回避するため、海外の賦課手続への対応は欠かせない。

そこで、本稿においては、最新のAD関税の内容及び手続を整理し、海外対応も含めて、日本の製造業に関わる企業の採り得る対策及び実務上の留意点を述べる。

【図表1】日本での発動事例

	対象品名 (対象国)	申請および課税の状況等
①	フェロシリコンマンガ (中国 ^(注1))	1991年10月 課税申請(日本フェロアロイ協会) 1993年2月~1998年1月 課税(5社:4.5~19.1%、新規事業者: 8.9%、その他:27.2%)
②	綿糸 (パキスタン)	1993年12月 課税申請(日本紡績協会) 1995年8月~2000年7月 課税(9社:2.1~7.9%、その他:9.9%)
③	ポリエステル短繊維 (韓国および台湾)	2001年2月 課税申請(帝人 ^(注2) 、東レ ^(注2) 、(株)クラレ、東 洋紡績 ^(注2) およびユニチカファイバー ^(注2)) 2002年7月~現在 課税(韓国1社:6.0%、その他:13.5%、 台湾全社:10.3%)(帝人ファイバー ^(注2) (注2)、東レ ^(注2) およびユニチカファイバー ^(注2) による申請に基づき延長が決定されて いる ^(注3))
④	電解二酸化マンガ (オーストラリア、スベ イン、中国、南アフリカ)	2007年1月 課税申請(東ソー ^(注4) および東ソー日向 ^(注4)) 2008年9月~現在 課税(オーストラリア:29.3%、スベ イン:14.0%、中国:34.3~46.5%、南アフリ カ:14.5%)

(注1) ノルウェーおよび南アフリカに対する申請もされていたが、実際の賦課対象国には含まれなかった。

(注2) 2002年4月に帝人^(注2)から分社化

(注3) 関税定率法(明治43年4月15日法律第54号)第8条第25項~第30項、1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定(以下「AD協定」という。)第11.3条

(出所) 経済産業省のウェブサイト(http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/ad.html)をもとに筆者作成

第2 AD関税(不当廉売関税)とは

■廉価品の輸出行為への課税措置

「ダンピング」とは、A国のある製品の輸出者が同製品を国内

市場よりも安い価格でB国に輸出する行為をいい、世界貿易機関(WTO)の協定に規定されている。輸出価格が原価割れしていることまでは必要でなく、この点で独占禁止法のダンピング(不当廉売)⁽³⁾と異なる。A国での価格(正常価格)とB国での輸出価格の差をダンピングマージンといい、ダンピングの効果を相殺するために、ダンピングマージンを限度として、輸入国が当該輸出品に対して特別な関税(AD関税)の賦課をすることが認められている。

■AD措置の要件

日本国が外国からの輸入品に対してAD関税を賦課するためには、次の要件が満たされる必要がある⁽⁴⁾。

- (ア)ダンピングされた貨物の輸入の事実があること(ダンピングの事実)
- (イ)ダンピングされた貨物と同種の貨物を生産している国内産業(国内生産高の相当な割合を占める者)に実質的な損害等の事実があること(損害等の事実)
- (ウ)実質的な損害等がダンピングされた貨物の輸入によって生じたこと(因果関係)
- (エ)国内産業を保護する必要性があること(産業保護の必要性)

■日本での申請時及び外国で賦課申請を受けたときの対応

日本企業は、自ら国内で輸出者に対するアンチダンピング関税の賦課を申請する場合、(ア)から(ウ)までの各要件を当局が適切に認定できるような情報及び資料を提供することになる((エ)は当局が独自に認定する。)。調査が開始されたあと、上記(イ)に関する当局からの質問状を受領した際には、これに対して日本企業が回答することになる。これに対し、日本企業が外国で賦課申請を受けた場合、外国当局からの上記(ア)に関する質問状や現地調査に対応することになる。このように(ア)ダンピングの事実に関しては、申請者側及び被申請者側の双方が対応することになるため、ここでは、特にこの要件に焦点を当てて、紹介する。

ダンピングの事実が認定されるためには、輸出国内の正常価格と輸出価格を正確に算定し、正常価格よりも輸出価格が低いことを明らかにしなければならない。両価格の差が、ダンピングマージンとなり、重要となる税率の上限も、このマージンを基礎に算出される。

日本企業が、自ら国内で輸出者に対するAD関税の賦課を申請する場合においては、正常価格が過少に算定され、ダンピングの事実がないと認定されないようにする必要がある。例えば、中国企業に対するAD関税の賦課を申請する際には、正常価格の特例として、(一般的には、安価な)中国国内の販売価格ではなく、一定の第三国内での販売価格等を用いることができる場合があるとされており(ただし、平成28年12月10日まで⁽⁵⁾)、この適用を求めることも考えられる(図表1事例④記載の一部の中国企業に対して、現に適用されたとされている。)

これに対し、日本企業が外国で賦課申請を受けたときには、質問状や現地調査において、正常価格が実際よりも高く認定さ

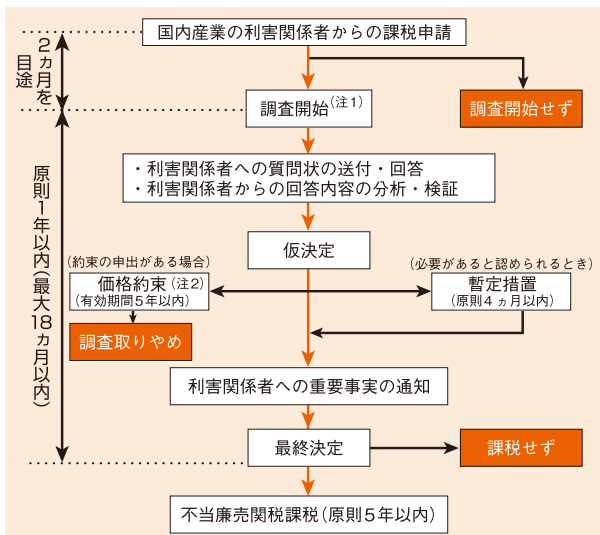
れ、その結果、税率も高くされないよう、外国の当局に対して、証拠資料を提出するなどして説得する必要がある。例えば、正常価格は、同種製品の生産費に販売経費等及び利潤を加えることで算出される場合があるが（この方法で算出された価格を「構成価格」という。）、生産開始直後のいわゆる立ち上がり期に、莫大な生産費がかかる製品については、このような生産費に基づいて正常価格を算出すると、正常価格が過大となりかねない。この点、WTO 協定上は、立ち上がり期が終了した時の経費等を反映することもできると定めているため、日本企業の日本国内での販売価格が、立ち上がり期のものである場合には、これが終了した時の経費等が反映されるべきであると主張することが考えられる。なお、この立ち上がり期の調整規定は、ハイテク産業（飛行機、半導体等）のプライシング慣行を考慮し、日本の主張を受けて、挿入されたとされている。

なお、日本企業が外国で賦課申請を受けたときには、日本国内に保管されている日本語の資料を基に、その資料を扱う担当者を確認しながら、防御方針を短期間に決めることになる。したがって通訳等を介するよりも、日本人弁護士が直接対応することが効率的かつ有用であることが多い。

第3 AD関税の発動を求める手続について

■ 手続の流れ

(図表2) アンチダンピング関税措置の発動手順



(注1) 調査は、財務省、経済産業省および産業所管省の三省が共同で実施。
 (注2) ダンピングおよび損害の事実が推定でき、輸出者から価格修正等の約束の申出がある場合。
 (出所) 経済産業省のウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/trade-remedy/ad_flow.pdf) をもとに一部加筆修正。

① 申請

AD関税の賦課を申請するには、概ね、以下の事項等を書面に記載し財務大臣に対し提出する必要がある。

(i) 申請適格

調査対象貨物と同種の貨物の国内生産者であり、国内総生産の25%以上の生産高を有する者であること（他社と共同申請も可能である。）。⁽⁶⁾

(ii) 国内産業によって又は国内産業のために行われていること申請を支持する生産者の生産高が支持又は反対のいずれかの態度を表明している生産者の50%を超えること（よって、必要な範囲内で業界内における意思統一を図る必要がある。）。⁽⁹⁾

(iii) AD関税の各要件

上記「(2)AD措置の要件」記載の(ア)から(ウ)についての十分な証拠を添えること（ここで、「十分な証拠」とは、合理的に入手可能な情報に基づく証拠をいう。）。同(エ)の要件は、調査開始の要件ではなく、当

局が調査開始後、賦課を決定するに際して充足の有無を考慮する。

② 調査期間、方法

①の申請が行われた後の調査期間等は、図表2のとおりである。なお、秘密として取り扱うことが適当と認められる証拠等及び利害関係者により秘密の情報として提供された証拠等は公表されず、申請者の営業秘密等への配慮がされている。⁽¹¹⁾

■ 申請の準備方法等

上記AD関税発動の申請を準備する段階においては、各要件に関する資料の収集が重要となる。紙幅の関係上、輸出国における国内販売価格（正常価格）の算定について述べると、申請者は、第三者機関である業界誌が公表した市場情報等の入手を試み、輸出国内における消費者向けに販売される価格を調査することになる。ここでは、工場出荷段階の価格を算定するため、業界紙に記載されている価格によっては、卸売業者の手数料、国内運賃及び保険料、小売業者（商社等）の手数料、物品税（消費税）等を控除するなどの必要がある。これらの資料を基に申請書を作成するため、申請書の作成担当者及び申請者を代理する弁護士には、会計知識、特に工業簿記の知識が必要となる。もし、第三者機関である業界誌が公表した市場情報等を入手できない場合には、独自に調査機関に調査を依頼することが必要となる。

また、申請は同じ業界の複数の企業で共同して行う場合もあり、その場合には企業間の一定の情報共有が不可欠となる。しかし、国内生産者相互間の秘密を保持する必要性があり、また、価格に関する情報共有を図ることによって生じる独占禁止法への抵触リスクを回避する必要もある。そこで、一般には、弁護士たる申請代理人が、個々の国内生産者の生産量や原価などの情報を一元的に管理することにより、申請者間の秘密を保持するとともに、独占禁止法に抵触するリスクの回避を図っている。

第4 まとめ

本稿では、ごく簡潔ではあるが、最新のAD関税の内容及び手続を整理し、必要な留意点を述べた。日本に輸入されている安価な製品のうち、他国でAD関税の発動を受け又は受けようとしているもの（直近の例では、米国の中国製ソーラーパネルへの措置等）などは、日本でも課税の対象となりうると思われ、今後、日本での申請件数が増加する可能性がある。

以上

(1) 1995年1月1日から2011年12月までのWTO統計によると、日本に対するAD措置は累計117件である（中国25件、インド23件、米国21件、韓国13件、EU7件等。アジアの日本に対する関税措置は、総計67件。）。⁽¹⁾

(2) 関税及び貿易に関する一般協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の一部を構成する。本稿では同協定とその附属書を総称して「WTO協定」という。）第6条。⁽²⁾

(3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号）第2条9項3号、公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項参照。⁽³⁾

(4) 関税定率法第8条。⁽⁴⁾

(5) 中国WTO加盟議定書（WT/L/432）第15節、不当廉売関税に関する政令（平成6年12月28日政令第416号）（以下「政令」という。）第2条第3項、同第10条の2、財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省作成の平成23年4月付け「不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）7。(6)⁽⁵⁾

(6) AD協定第2.2条。⁽⁶⁾

(7) AD協定第2.2.1.1条脚注。⁽⁷⁾

(8) 政令第5条第1項第1号。⁽⁸⁾

(9) 平成23年4月1付けのガイドライン改正により、賛否不明者は母数に含まないこととなり（ガイドライン5.(3)）、申請要件が事実上緩和されている。⁽⁹⁾

(10) 関税定率法第8条第4項、ガイドライン5.(2)。⁽¹⁰⁾

(11) 政令第7条第1項第6号、同第6項等。⁽¹¹⁾

(12) AD協定第2.4条、関税定率法第8条第1項及びガイドライン7.(1)四。⁽¹²⁾

(13) 財務省・経済産業省作成の2011年4月付け「不当廉売関税（アンチダンピング関税）を課することを求める書面の作成の手引き」18頁。⁽¹³⁾

弁護士
内海英博
(1965年生)

Hidehiro Utsumi
直通 / 03-6438-5385
MAIL / hutsumi@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

独占禁止法 / 税務 / 紛争解決 / 企業合併・買収(M&A)
一般企業法務 / 国際企業取引 / ファンド関連 / 金融取引
(M&Aファイナンス) / 倒産処理・企業再建 / 知的財産 / 労働関係 / 医薬・バイオ関連 / プライベート・バンキング

【登録、所属】

日本公認会計士協会(1991)
第一東京弁護士会(1996)
ニューヨーク州(2001)
米国公認会計士(2002)

弁護士
上野一英
(1982年生)

Kazuhide Ueno
直通 / 03-6438-5379
MAIL / kueno@tmi.gr.jp



【主な取引分野】

国際企業取引
紛争解決
企業合併・買収(M&A)
独占禁止法

【登録、所属】

東京弁護士会(2008)

顧問紹介

弁護士 **塚原朋一**

Tomokatsu Tsukahara

直通 / 03-6438-5329
MAIL / ttsukahara@tmi.gr.jp



弁護士になって2年、大学教授もしているが、気分はすっかり弁護士。ただただ、激忙の毎日。時々「何故にこうも忙しいのか」と自問自答する。最近、その正解の1つを知った。裁判所や企業は自分のペースで仕事を割り振るが、弁護士は割り振られるだけだ。言われた納期を守らなきゃならない。しかも、締切日が多い事件で自然に同期化する。初めは、偶然かと思ったが、違う。裁判所や企業の長短期の休日・人事異動・会計年度などが同じであることが原因だ。裁判官のとき、数十件(知財事件の場合)の訴訟事件があり、毎月多数の判決をしている。そんなにも多忙感はない。目下、特許権侵害などを5件ほど担当しているが、裁判官当時の負担感と比べものにならない。ベテランの知財弁護士に聞いたら、弁護士の場合、通常、侵害事件は3件、多くても5件が限度だという。裁判官と弁護士では、かくも違うのかと少しみじみ感じる。

1970年大阪地方裁判所判事補、1980年東京地方裁判所判事、1983年最高裁判所調査官、1999年東京高等裁判所判事、その後、釧路地方裁判所家庭裁判所長、甲府地方裁判所家庭裁判所長、東京高等裁判所判事を経て、2005年知的財産高等裁判所判事、2007年知的財産高等裁判所長、2010年定年退官し、東京弁護士会、当事務所顧問弁護士就任

顧問紹介

弁護士 **樋渡利秋**

Toshiaki Hiwatari

直通 / 03-6438-5328
MAIL / thiwatari@tmi.gr.jp



一般の司法制度改革は我が国の司法制度に大きな変革をもたらしました。裁判員裁判は刑事裁判を一変させ、司法への国民の関心も高まったようです。しかし、この改革の理念こそを忘れてはなりません。それは、「法の支配」をあまねく我が国社会に浸透させるということです。そのために、「制度を活かすもの、それは疑いもなく人である」との観点から、質・量ともに豊かな法曹を育てようとしたのです。今、弁護士数増加に反対する意見が強いようですが、己の痛みを伴う改革に躊躇するのは世の常でしょう。進まない一票の格差は正・議員定数削減の話にも通じます。この壁を乗り越えなければ改革は進みません。改革の理念を貫き通したいと思っています。

1970年東京地検検事、1992年司法研修所教官、1995年法務大臣官房審議官(入管局担当)、1997年大分地検検事正、1999年法務大臣官房総務審議官兼内閣審議官として司法制度改革審議会事務局長、2001年最高検総務部長、2002年法務省刑事局長、2004年法務事務次官、2006年広島高検検事長、同年東京高検検事長、2008年検事総長、2010年退官し第一東京弁護士会登録、当事務所顧問就任

TMI月例セミナー紹介

TMIでは、皆様への情報提供の場として、毎月無料にてセミナーを開催しております。2012年4月から7月までに開催しましたセミナーの概要は以下のとおりです。今後のセミナーのご案内等につきましては、セミナー開催日の1ヶ月前を目処にTMIのHPの「Topics」(<http://www.tmi.gr.jp/information/topic/>)に掲載いたしますので、こちらをご参照いただき奮ってご参加いただければ幸いです。

過去に開催されたセミナーについてご興味のある方は、広報担当・蜂谷までお問い合わせ下さい。【電話】(03)6438-5511(代表)
【email】monthlyseminar@tmi.gr.jp

1 第46回セミナー(平成24年4月27日)

テーマ:「再生可能エネルギーの固定価格買取制度の法的問題点とその対応」

講師: 弁護士 **深津功二**

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(再生可能エネルギー特措法)が今年7月に本格的に施行されます。同法に基づく再生可能エネルギー買取制度に関しては、太陽光、風力、地熱、水力及びバイオマスといった再生可能エネルギーの利用促進や、再生可能エネルギー関連ビジネスの市場拡大に向けて極めて大きな期待が寄せられており、具体的な取組みの検討も活発化しています。他方、再生可能エネルギーによる発電においては、発電設備の設置計画、施工から、運営、買取期間終了までの一連のプロセスにおいて様々な問題点やリスクが存在します。このため、本セミナーでは、再生可能エネルギー買取制度に関する最新の動きを踏まえた再生可能エネルギー特措法の内容とともに、これらのプロセスにおける問題点やリスク、そしてこれを前提とするファイナンスについて解説致しました。

2 第47回セミナー(平成24年5月18日)

テーマ:「事業者の集団的消費者訴訟への実務対応」

講師: 弁護士 **高山崇彦**、同 **大井哲也**

集団的消費者被害の回復の実効性を確保するため、新たな訴訟制度として、集団的消費者訴訟(いわゆる日本版クラスアクション)に関する法案が提出される予定です。今般、新たに導入される集団的消費者訴訟においては、消費者団体が、消費者に代わって、事業者に対する損害賠償請求を行うことが可能となります。これまでは、損害が少額であること、原告の訴訟維持の負担から、裁判にならなかつた潜在的な紛争案件が顕在化するともに、消費者の厳しい目にさらされることが想定されます。事業者にとっては、集団的消費者訴訟で敗訴した場合の損害賠償額の多額化や訴訟対応の負担等制度導入に伴い新たに生じるリスクも懸念され、集団的消費者訴訟への対応策を事前に検討しておくことが必須となります。本セミナーでは、集団的消費者被害の回復のための制度の全体像の説明に加えて、実際に消費者団体からクレームが入った場合、クレーム対応段階から訴訟対応まで、事業者がどのような点に配慮すべきか、具体的に何を準備すべきか、という視点で解説を致しました。

3 第48回セミナー(平成24年6月29日・7月6日)

テーマ:「改正労働者派遣法、高齢者雇用安定法改正案および労働契約法改正案のポイントと実務上の留意点」

講師: 弁護士 **人見高德**、同 **戸口田佳奈子**

近年、非正規雇用労働者数が増え続け、現在では日本国内の全労働者の3分の1以上が非正規雇用とも言われています。そのような社会状況を背景に、非正規雇用を含む労働者の保護を強化する方向での法改正が相次いでいますが、今年3月には改正労働者派遣法が成立し、続いて高齢者雇用安定法と労働契約法の改正案も国会提出されました。本セミナーは、これら3法の改正のポイントを説明し、改正によって企業の人事労務実務に影響が生ずると予想される点とその対応方針について解説致しました。

書籍紹介

『船舶衝突法』



【編著】箱井崇史
【著者】長田向平ほか
【発行日】2012年6月20日
【出版社】成文堂
【価格】8,000円(税込)
【判/頁】A5判 / 540頁

船舶衝突法としては50年以上ぶりとなる専門書です。本書では、船舶衝突の責任原則や第三者責任等に関する伝統的な論点に加え、損害論の項では環境損害にまで言及しているほか、衝突債権の実現・保全や、船主責任制限・海上保険と船舶衝突の関係等にも触れており、現在の海運実務に即した内容となっております。

『会社役員のための法務ハンドブック』



【編著】弁護士 淵邊善彦
【著者】弁護士 岩品信明、福永宏、中川浩輔、田中健太郎、江藤あき、那須勇太、齋藤英輔、戸田謙太郎
【発行日】2012年6月20日
【出版社】中央経済社
【価格】2,520円(税込)
【判/頁】A5判 / 220頁

本書は、重要な経営判断の局面で役立つ「リアル・ガイダンス」を磨いていただくための本です。役員と役員を支える法務スタッフが知っておくべき法知識を50項目厳選し、分かりやすく解説しました。役員研修、法務研修等に最適です。

本ニューズレターで採り上げて欲しいテーマなど、是非、皆様の忌憚ないご意見・ご要望を下記までお寄せください。また、今後Eメールでの配信をご希望の方や送付先が変更となる方も、下記までご連絡ください。

(連絡先)編集部: TMI-newsletter@tmi.gr.jp 編集長: tnakada@tmi.gr.jp 03-6438-5534(直通) / TMIニューズレター編集部 編集長 弁護士 中田 俊明